

◎新潟県告示第437号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、次の調査を国土調査として指定した。

令和8年5月19日

新潟県知事 花 角 英 世

| 調査を行う者の名称 | 調査区域 | 調査期間 |
|-----------|------------------|------------------------|
| 聖籠町 | 大字亀塚の一部、大字次第浜の一部 | 令和8年4月17日から令和9年3月31日まで |